

令和 7 年度南相馬市障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和 7 年 7 月 1 日

1 目 的

本方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）」第 9 条の規定に基づき、障がい者就労施設等の受注の機会を確保し、障がい者等の自立を促進するため、本市が行う障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を推進することを目的とする。

2 適用範囲

この方針は、市の全ての機関に適用する。

また、市の施設を管理運営する指定管理者についても同様に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる施設等は、障害者優先調達推進法第 2 条第 2 項から第 4 号までに規定する次の事業所等とする。

- ① 障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- ② 地域活動支援センター
- ③ 生活介護施設
- ④ 就労移行支援施設
- ⑤ 就労継続支援施設（A 型、B 型）
- ⑥ 小規模作業所
- ⑦ 障害者優先調達推進法政令（平成 25 年政令第 22 号。以下「政令」という。）第 1 条第 1 項に規定する事業所（特例子会社）
- ⑧ 政令第 1 条第 2 号に規定する重度障害者多数雇用事業所
（要件） 障がい者の雇用者数が 5 人以上
障がい者の割合が従業員の 20% 以上
雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30% 以上
- ⑨ 在宅就業障がい者
- ⑩ 在宅就業障がい者支援団体

4 調達する物品等

物品等の調達にあたっては、次の物品等の品目分類を参考とする。

種別	品 目	具 体 例
物 品	①事務用品	筆記具、事務用品、封筒、名刺等
	②食料品	弁当、パン、菓子類等
	③小物雑貨	衣服、食器類、花苗等
	④その他の物品	上記以外の物品
役 務	①清掃・施設管理	清掃、除草作業等
	②情報処理	データの入力等
	③飲食店等の経営	売店、カフェ等
	④その他の物品	仕分け、発送等上記以外の役務

5 調達の推進方法

(1) 推進体制

- ①障がい者就労施設等からの物品等の調達は、各課が行う。
- ②本方針の窓口は社会福祉課が行い、必要に応じて、関係課等による会議を開催し、調達の推進に向けた連絡調整を行う。

(2) 調達を推進するための具体的な取組

- ①社会福祉課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等についての情報を収集するとともに適切に各課に情報提供し、各課が円滑に調達できる環境を整える。
- ②各課は、物品等の調達に当たっては、障がい者就労施設等に対し、発注内容について十分説明をするとともに、発注方法、発注量及び履行期間を考慮するように努める。

(3) 調達に係る契約

障がい者就労施設等からの物品等の調達に係る契約は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号の規定による随意契約を活用する。

6 調達方針及び調達実績の公表

- (1)障がい者就労施設等からの物品等の調達方針を作成したときは、市ホームページ等において公表する。
- (2)調達実績は、毎会計年度終了後に市ホームページ等において公表する。

7 物品等の調達目標

調達目標額は前年度を上回る額とする。

8 方針の見直し

本方針は、調達の実績等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

9 その他

契約等については、南相馬市財務規則を適用する。